

新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前に登録のあった者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）等を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得（以下「不正取得等」という。）による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、消除された住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し及び除かれた戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は住基法第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は住基法第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

(登録対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、登録の申請の日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録され、又は記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市の戸籍に記録され、又は記載されている者（除かれた戸籍に記録又は記載されている者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者及び死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、本人通知制度の対象としない。

(登録の申請)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、新潟市本人通知制度事前登録申請書（様式第1号）により、第8条第1項の規定による通知の対象となる住民票の写し等を交付する区長（以下「住所地等区長」という。）に登録を申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、次の各号のいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 個人番号カード

(4) 住民基本台帳カード（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）

(5) 官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等で本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、本人による申請であることを証するものとして住所地等区長が適当と認めるもの

3 第1項の規定による申請を代理人により行う場合は、当該代理人に係る前項に定める書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本等その他その資格を証明する書類。ただし、登録を申請する区に備付けの公簿の記録又は記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状

4 第1項の規定による申請をしようとする者は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、申請をすることができる。

(登録等)

第5条 住所地等区長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、新潟市本人通知制度登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に氏名、住所その他必要な事項を登録するものとする。

2 住所地等区長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者（以下「登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(登録の変更等)

第6条 登録者は、氏名、住所その他登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止し

ようとするときは、新潟市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、住所地等区長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 住所地等区長は、第1項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録者名簿における当該事項について修正し、又は抹消するものとする。

（登録の抹消）

第7条 住所地等区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を抹消するものとする。

（1）前条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

（2）登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

（3）登録者が国外に転出したとき。

（4）登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

（5）登録者に係る消除された住民票、消除された戸籍の附票及び除かれた戸籍の保存期間が経過したとき。

（6）前条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより、次条第1項の規定による通知書が返戻されてきたとき。

（7）前各号に掲げるもののほか、住所地等区長が登録を抹消する必要があると認めるとき。

2 住所地等区長は、前項に該当することにより登録を抹消する場合は、登録者名簿へ廃止の旨を記載し、第5条第2項により講じた措置について解除するものとする。

（登録者等への通知）

第8条 住所地等区長は、登録者名簿に登録した日の翌日以後に登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、新潟市住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により、登録者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、住民票の写し等を交付した日から起算して、30日を経過する日以降速やかに、行うものとする。

（登録の有無にかかわらず通知）

第9条 住民票の写し等を交付した区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定に基づく登録者名簿への登録有無にかかわらず、新潟市住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により、当該住民票の写し等に係る請求書又は申出書に交付請求対象者として記載された者に通知することができる。ただし、当該住民票の写し等に係る請求書又は申出書が保存年限を経過し廃棄されているときその他の理由により通知できないときは、この限りでない。

（1）住民票の写し等を取得した者に対し、住基法第46条第2号又は戸籍法第133条

若しくは同法第134条の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定したとき。

(2) 国、県その他関係機関の通知等により、不正取得等をした事実が明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、住民票の写し等を交付した区長がこれらに準ずると認めるとき。

2 住民票の写し等を交付した区長は、前項に規定する通知をしようとする場合において、必要と認めるときは、住民票の写し等を取得した者等に対し、当該住民票の写し等が正当に取得されたものであるかについて確認することができる。

3 住民票の写し等を交付した区長は、住民票の写し等を取得した者等に対し、前項の規定に基づき、相当の期間を指定して、別に定める書面をもって回答すべきことを求めた場合、次の各号に掲げるときは、不正取得等であるものと認め、第1項に規定する通知を行い、かつ、当該住民票の写し等の返還を求めるものとする。

(1) 回答を求められた者が指定された期間内に回答をしなかったとき。

(2) 回答された内容から当該請求が正当と認めることができないとき。

(文書の保存)

第10条 この要綱の規定に基づき保管、作成又は取得した文書は、次の各号に掲げる間保存するものとする。

(1) 第9条に関するもの 保管、作成又は取得した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間。

(2) 前号を除くもの 第7条に基づき登録を抹消した日の属する年度の翌年度から起算して、3年間。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度等の実施について必要な事項は、市民生活部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(旧様式の取扱)

2 前項の施行日以降に、新潟市本人通知制度事前登録申請書(様式第1号)及び新潟市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)の旧様式により申請又は届出された場合、新様式により申請又は届出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

新潟市本人通知制度事前登録申請書

（宛先）新潟市区長

新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

受領印

申請日	年	月	日
申請者 氏名		生年月日	年 月 日
現住所	〒 -		
電話番号			

通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（除票） <input type="checkbox"/> 住民票（除票）記載事項証明書		
	住所	①	住所を定めた日： 年 月 日
		②	住所を定めた日： 年 月 日
		③	住所を定めた日： 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）の謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）記載事項証明書		
	本籍	①	筆頭者： _____
		②	筆頭者： _____
		③	筆頭者： _____

代理人が申請する場合は、以下の欄も記入してください。

申請者区分	法定代理人（ <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年者法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 ） <input type="checkbox"/> 任意代理人		
代理人 氏名		生年月日	年 月 日
代理人 住所	〒 -		
電話番号			

裏面に記載の、制度の説明及び注意事項をよく読んだうえで下記に署名してください。
申請にあたり、本人であることを証する書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。

裏面の説明及び注意事項を読み同意しました。	署名（自署） _____
-----------------------	--------------

※区役所使用欄

No. _____

【本人確認】 免許証・旅券・住基C・ 番号C・保険証・年金手帳・ 他（ ） 【代理権確認】 戸籍・委任状・他（ ）	受付区	受付日 . . 受付者： _____
	登録区	登録日 . . 登録者： _____
	【備考】	住記入力 . . 入力者： _____
		戸籍入力 . . 入力者： _____

申請の際は、次の書類を提示又は提出してください

- ・申請者又は代理人が、本人であることを証する書類
(住民基本台帳カード、個人番号カード、運転免許証、パスポート等)
- ・【代理人のみ】代理人資格を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等)

本人通知制度について

※必ずお読みいただき、表面の同意欄に署名してください。

1 本人通知制度とは

- (1) この制度は、住民票の写しや戸籍謄・抄本等(以下「住民票の写し等」という。)を第三者等に交付した場合、事前に登録された方(以下「登録者」という。)に対し、その交付の事実を通知する制度です。

住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度ですので、**制度の趣旨を十分ご理解いただき、制度の内容に同意のうえ申請してください。**

※ 第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否する、あるいは交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。また、第三者等からの請求が不正請求であったかを市が調査する制度ではありません。

- (2) 登録受付日の翌日以降、第三者等に住民票の写し等を交付したときは、交付日から30日を経過した後、登録者へ「新潟市住民票の写し等交付通知書」(以下「通知書」という。)を送付します。

- (3) 次の請求は通知の対象になりません。

- ・登録者本人又は同一世帯員からの、住民票関連の証明書の請求
- ・登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者・直系尊属卑属からの、戸籍関連の証明書の請求
- ・国又は地方公共団体等からの請求

- (4) 通知書では、次の事項をお知らせします。

- ・交付年月日
- ・交付請求者区分(請求者の種別)
- ・交付した種類
- ・交付通数

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報記載されません。

※ 新潟市個人情報保護に関する法律施行条例に基づき、通知のあった交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも、法人の名称や特定事務受任者【注】の氏名等を除き、第三者等に関する個人情報は開示しない場合があります。あらかじめご了承ください。

【注】「特定事務受任者」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

2 事前登録について

- (1) 登録の申請受付は、住民票については住所地、戸籍及び附票については本籍地の区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)で行います。それぞれの区役所に申請が必要です(どちらか一方の区役所窓口にて一括して申請が可能です)。

- (2) 代理人により登録を申し出ることができます。

- (3) 郵便又は信書便により登録を申し出ることができます。

- (4) 住民異動届や戸籍の届出等により登録事項(住所、本籍等)に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍の届出とは別に、本制度における変更の届出が必要となります。

- (5) 登録の有効期限はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、以下に該当した場合は登録を抹消します。

- ・死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき
- ・海外に転出したとき
- ・住民票が職権消除されたとき
- ・通知対象の住民票除票等が保存期間経過により全て廃棄されたとき
- ・(4)の変更届出をしなかったために通知書が返戻されたとき

3 その他

- (1) 登録事務等において、住民基本台帳及び戸籍等の内容を確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

新潟市本人通知制度登録者名簿

No.	登録内容			
	登録日	年 月 日	氏名	
	登録区	区	生年月日	年 月 日
	現住所	〒 ー		
	通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明 <input type="checkbox"/> 住民票（除票）写し <input type="checkbox"/> 住民票（除票）記載事項証明 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 附票写し <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）謄抄本 <input type="checkbox"/> 附票（除籍）写し <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）記載事項証明		
	通知対象住所	①	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ 住定日：	③ 住定日：
		②	住定日：	④ 住定日：
	通知対象本籍	①	筆頭者：	③ 筆頭者：
		②	筆頭者：	④ 筆頭者：
	廃止日	年 月 日	廃止理由	<input type="checkbox"/> 廃止届 <input type="checkbox"/> 通知未達 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 職消 <input type="checkbox"/> 国外転出 <input type="checkbox"/> 他（ ）
	備考	<input type="checkbox"/> 転送不要扱 除外		
	登録日	年 月 日	氏名	
	登録区	区	生年月日	年 月 日
	現住所	〒 ー		
	通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明 <input type="checkbox"/> 住民票（除票）写し <input type="checkbox"/> 住民票（除票）記載事項証明 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 附票写し <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）謄抄本 <input type="checkbox"/> 附票（除籍）写し <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）記載事項証明		
	通知対象住所	①	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ 住定日：	③ 住定日：
		②	住定日：	④ 住定日：
	通知対象本籍	①	筆頭者：	③ 筆頭者：
		②	筆頭者：	④ 筆頭者：
	廃止日	年 月 日	廃止理由	<input type="checkbox"/> 廃止届 <input type="checkbox"/> 通知未達 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 職消 <input type="checkbox"/> 国外転出 <input type="checkbox"/> 他（ ）
	備考	<input type="checkbox"/> 転送不要扱 除外		

新潟市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届

（宛先）新潟市区長

新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり登録の（変更・廃止）を届け出ます。

受領印

届出日	年 月 日		
登録者氏名 ①		生年月日	年 月 日
現住所 ②	〒 -	電話番号 ③	

代理人が届出する場合は、以下の欄も記入してください。

申請者区分	法定代理人（ <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年者法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人） <input type="checkbox"/> 任意代理人		
代理人氏名		生年月日	年 月 日
代理人住所	〒 -	電話番号	

届出の際は、次の書類を提示又は提出してください

- ・届出者又は代理人が、本人であることを証する書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
- ・【代理人のみ】代理人資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等）

<input type="checkbox"/> 登録内容の変更（変更箇所を <input checked="" type="checkbox"/> としたうえで、変更内容を記入してください）			
<input type="checkbox"/> 登録者情報	氏名	(変更前)	(変更後) <input type="checkbox"/> ①に同じ
	現住所	〒 -	〒 - <input type="checkbox"/> ②に同じ
	電話番号		<input type="checkbox"/> ③に同じ
<input type="checkbox"/> 通知対象証明書	追加 削除	追加 削除	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 住民票の写し（除票） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 戸籍の謄抄本 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）の附票の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 住民票（除票）記載事項証明書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）の謄抄本 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 戸籍（除票）記載事項証明書	
<input type="checkbox"/> 通知対象住所	追加 削除	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ②に同じ
	追加 削除	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 通知対象本籍	追加 削除	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	筆頭者： 戸籍届出日： 年 月 日
	追加 削除	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	筆頭者： 戸籍届出日： 年 月 日
<input type="checkbox"/> 登録の廃止			
本人通知の登録を廃止願います。 署名（自署） _____			

※区役所使用欄

No. _____

【本人確認】 免許証・旅券・住基C・番号C・保険証・年金手帳・他（ ） 【代理権確認】 戸籍・委任状・他（ ）	受付区	受付日	・ ・ 受付者：
	登録区	変更日	・ ・ 登録者：
	【備考】	住記入力	・ ・ 入力者：
		戸籍入力	・ ・ 入力者：

新 第 号
年 月 日

〒 ー

様

新潟市 区長
(担当 課)

新潟市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第 条の規定により通知します。

交付年月日	交付請求者区分	交付した種類	通数
年 月 日	本人等の代理人 個人による第三者請求 法人による第三者請求 特定事務受任者	住民票の写し 住民票記載事項証明書 住民票（除票）の写し 住民票（除票）記載事項証明書 戸籍の附票の写し 戸籍の謄抄本 戸籍記載事項証明書 戸籍（除籍）の附票の写し 戸籍（除籍）の謄抄本 戸籍（除籍）記載事項証明書	

この通知に関するお問い合わせ：新潟市 区 課 係
担当
TEL ー ー